

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道藤岡本庄線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字七本木字本郷 下三〇一六番四地先から 同郡同町大字七本木字本郷下 三〇一九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月十三日
備 考	平成二十八年三月十八日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長五四・一〇メートル